

合理的な費用を考慮した価格形成について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2024年8月2日
新事業・食品産業部

目次

1	食料・農業・農村基本法・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	食料システムを通じた食料の持続的な供給・・・・・・	8
	（1）コストの把握・見える化・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	（2）コストを考慮した取引の実施・・・・・・・・・・・・	17
	（3）賃上げ等による消費者の購買力の確保等・・・・	21
	（4）その他関連する取組・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	（参考）前回協議会におけるご意見・・・・・・・・・・	26

1 食料・農業・農村基本法



食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（令和6年6月5日公布・施行）



背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少等の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ① 「食料安全保障の確保」を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義。
 - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
 - ③ 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、次の事項を規定。
 - ① 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ② 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③ 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、環境への負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、サービス事業体の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）①



改正前	改正後
（食料の安定供給の確保） 第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>かんがみ</u>、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に<u>供給されなければならない</u>。 2 （略） 3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。 （新設） （新設） 4 （略）	（食料安全保障の確保） 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに<u>鑑み</u>、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が<u>図られなければならない</u>。 2 （略） 3 （略） 4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。 5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。 6 （略）

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（抜粋）②



改正前	改正後
(新設) (食品産業の健全な発展) <u>第十七条</u> 国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に<u>かんがみ</u>、その健全な発展を図るため、<u>事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ</u>、事業基盤の強化、農業との連携の推進、流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。 (新設) (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十条</u> 国は、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、<u>農産物の価格が需給事情及び品質評価を適切に反映して形成されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。	(食料の円滑な入手の確保) <u>第十九条</u> 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、<u>地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手が可能となるよう</u>、食料の<u>輸送手段の確保の促進</u>、<u>食料の寄附が円滑に行われるための環境整備</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食品産業の健全な発展) <u>第二十条</u> 国は、<u>食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み</u>、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の<u>持続的な供給に資する事業活動の促進</u>、<u>事業基盤の強化</u>、<u>円滑な事業承継の促進</u>、<u>農業との連携の推進</u>、<u>流通の合理化</u>、<u>先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進</u>、<u>海外における事業の展開の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (食料の持続的な供給に要する費用の考慮) <u>第二十三条</u> 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、<u>食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進</u>及びこれらの<u>合理的な費用の明確化の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 (農産物の価格の形成と経営の安定) <u>第三十九条</u> 国は、農産物の価格の形成について、<u>第二十三条に規定する施策を講ずるほか</u>、消費者の<u>需要に即した農業生産を推進するため</u>、<u>需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう</u>、必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 令和6年6月12日）

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）

- ・関係者の協議による**コスト指標づくり**を推進しつつ、持続的な食料供給に必要な**合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化**
- ・食料システムの持続性の確保に向けた**食品事業者の取組促進**（環境・人権、農業者との連携等）等

令和7年中の
法案国会提出

人口減少下における農業用インフラの保管理（土地改良法制の見直し）

- ・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化**
- ・末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進**
- ・災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加**等

令和7年中の
法案国会提出

環境負荷低減の取組推進

- ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、**環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施**（令和6年度から試行実施中）
- ・更に**先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設**（令和9年度以降を想定）
- ・消費者理解醸成に向けた**環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用**等

- ・令和6年～**クロスコンプライアンス実施**
- ・令和9年目途**環境関係の交付金の在り方見直し**

食料供給困難事態への対応

- ・民間在庫を含めた**国の潜在的な食料供給確保量の把握**
- ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた**総合的な備蓄方針の明確化**
- ・具体的な局面を想定した**食料供給困難事態の対処方針の明確化**等

法案の成立状況を踏まえて対応

令和7年中
国の基本方針策定

人・農地の確保

- ・令和7年3月末までの各地における**地域計画の策定**
- ・地域計画を踏まえた**担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備**
- ・令和7年中に、**食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化**等

- ・令和7年3月末まで**地域計画の策定**
- ・令和7年中**国の基本方針策定**

スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革

- ・令和6年中に、**スマート農業技術の重点開発目標の設定**（基本方針の策定）
- ・農研機構の施設供用等を通じた**スタートアップ支援**
- ・リース方式、サービス事業体等を通じた**スマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進**等

令和6年中
国の基本方針策定

食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施

令和6年通常国会に法案を提出



経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版

経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針2024）＜抜粋＞

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（1）賃上げの促進

（中略）農林水産業や食品産業における就業者の所得向上に向けた環境整備を進める。原材料費、労務費等を考慮した合理的な価格形成がなされるよう、官民協議の下、コスト指標を早期に示すほか、新たな法制度について、2025年の通常国会への提出を目指す。

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

（4）農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

（中略）食料供給困難事態に備えた基本方針策定等のほか、コスト指標作成等に係る協議を進め、食料の合理的な価格の形成の制度化等食料システムの持続性確保のための法制度について次期通常国会への提出を目指す。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版 ＜抜粋＞

VI. G X ・エネルギー・食料安全保障

2. 食料安全保障

（1）食料安全保障の強化

③ 合理的な価格の形成に向けた持続可能な食料システムの構築

生産から加工・流通・販売・消費までの各段階の関係者からなる協議会におけるコスト指標の作成等の議論も踏まえつつ、食料システムの持続性確保のため、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された価格形成のための法制度の検討を行う。

2 食料システムを通じた食料の持続的な供給



食料システムを通じた食料の持続的な供給①



【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。



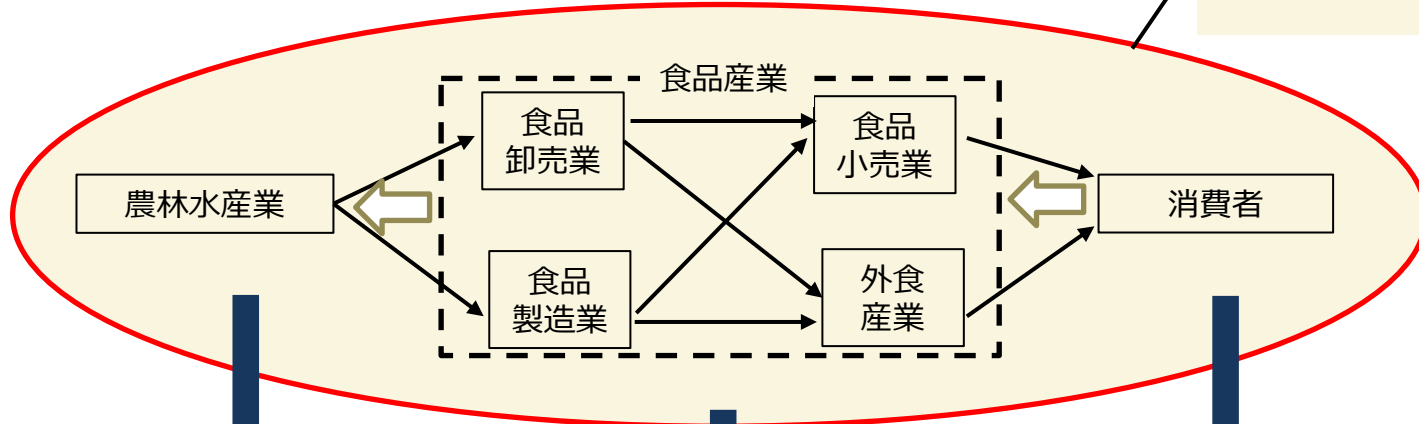
【考え方】

生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう**協調**。



【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保する
ために、**協調**することが必要。



生産性や付加価値の向上

多様な商品・サービスの提供

生産・流通段階への理解

持続可能な食料システムを実現

食料システムを通じた食料の持続的な供給②

○ 合理的な費用を考慮した価格形成のためには、

①コストの把握・見える化、②コストを考慮した取引の実施、③消費者の購買力の確保が必須。

「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

○ 生産者・製造業者

・ 個社のコストデータは**企業秘密**。収集・提供方法について検討が必要。

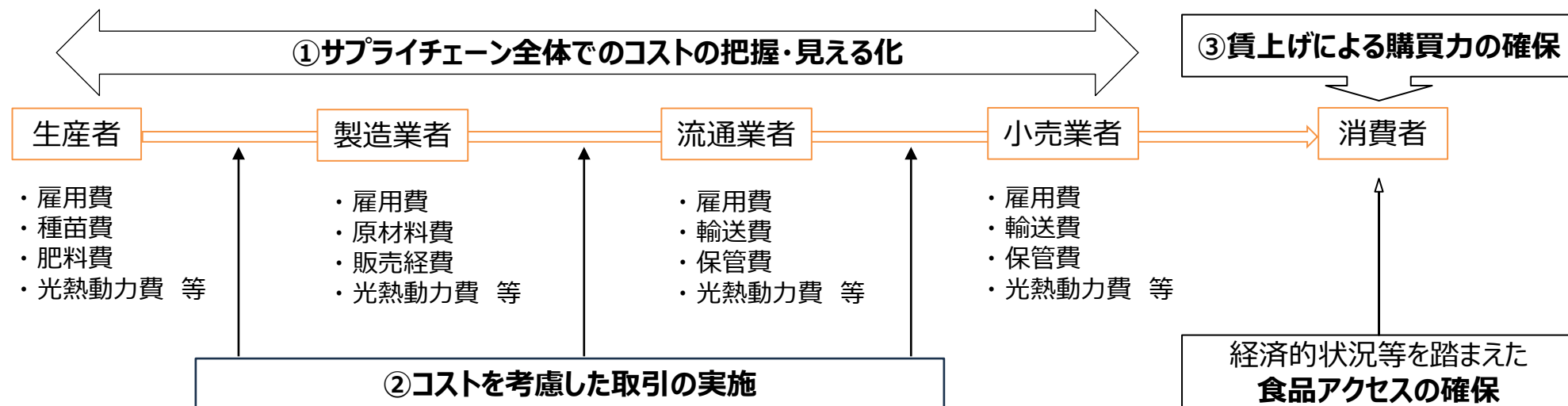
・ 品目によっては、**売り手側**の取引上の**立場が弱い**

○ 流通・小売・消費者

・ 資材費上昇等の事情は理解。**コストを指標化・見える化**することが必要。

・ コストの指標化・見える化は、**危機的状況の消費者理解につながる可能性**。

・ **所得が増加**しないと、消費行動の変容は困難。



(1) コストの把握・見える化



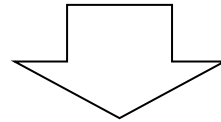
コストの把握・見える化（考え方）



- 個人・個者のコストは秘匿性が高いため、同質性のある**産地・品目ごと**にまとめてコストを**把握・見える化**。
- **第三者の関係団体**によるコストの把握・見える化を促進。

1 「適正な価格形成に関する協議会」における御意見

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 生産者・製造業者<ul style="list-style-type: none">・ 個人・個社のコスト内容は企業秘密。・ 第三者の関係団体が取りまとめることが現実的。 | <ul style="list-style-type: none">○ 流通業者・小売業者<ul style="list-style-type: none">・ 品目ごとのコスト管理は行っておらず、光熱費、人件費等の費目ごとの管理が実情。 |
|--|--|



2 コストの把握・見える化の考え方

- 個人・個社のコストは秘匿性が高いため、**同質性のある産地・品目ごと**にまとめて把握・見える化。
- 生産・製造・流通・小売といった**段階ごとのコストの把握**は、**関係団体**が実施。
 - ・ 関係団体は、**公的統計**のほか、**民間データ等**を活用して調整した上で、コストを見える化。
 - ・ 関係団体は、**一定のまとまりのある産地等**における**同一品目**のコストについて把握・見える化。
例）全国的に様々な産地がある品目の場合、全国一本で把握するのではなく、**産地単位**で同一品目ごとに見える化。

コスト構造の実態調査①



調査目的	○ 食料システムの 各段階 での 取引価格 、生産・製造・流通等に要する 費用等 を調査。 品目ごとのコスト構造等 の実態を明確化。（令和6年3月から開始） ○ 対象は、生産者、集出荷団体、製造業者、仲卸業者、小売業者等。			
対象品目	○ 米 、大豆、小麦 ○ 果実 （みかん、りんご等） ○ 飲用牛乳 、 鶏卵 、食肉（ 牛肉 、豚肉、鶏肉） ○ 野菜 （ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等） ○ 茶 ○ 加工食品（ 豆腐・納豆 、こんにゃく等）			

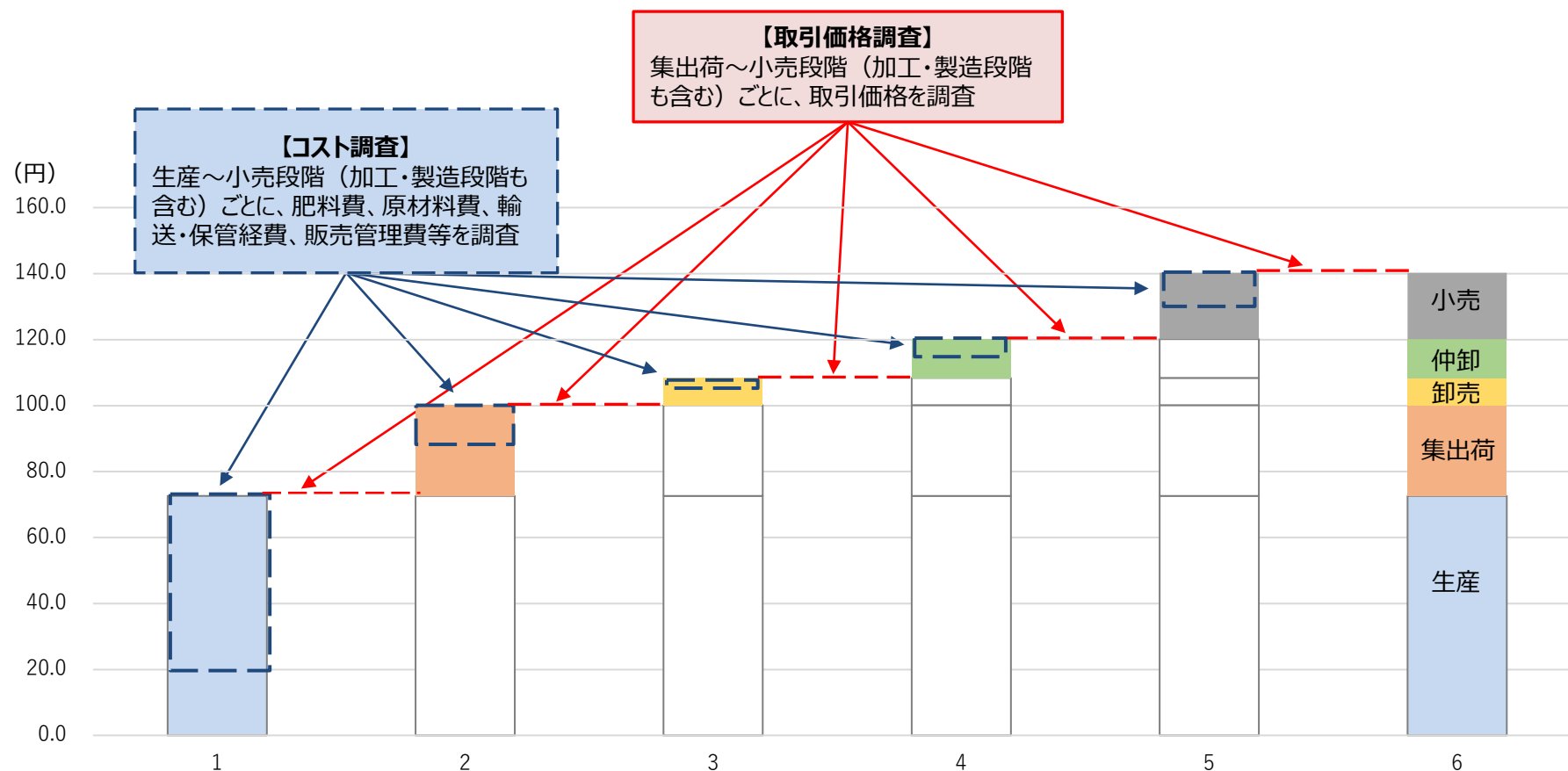
主な対象品目	生産段階	製造段階	流通段階注	小売段階
米 ・主産地7道県の主要品種	－ 〔 生産費統計を活用 〕	－	集出荷団体や米卸 を主に調査	首都圏の食品スーパーを主に調査 〔 飲用牛乳、豆腐・納豆はドラッグストアも調査 〕 ・対象品目の販売コストを調査
野菜 ・ピーマン、大玉トマト、キャベツ、たまねぎ等	主産地の農協等 へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者 へのヒアリング・アンケートにより調査 〔 キャベツ・たまねぎ 〕	集出荷団体や卸売・仲卸業者 を主に調査	
果実 ・みかん、りんご、ぶどう 等	主産地の農協等 へのヒアリング・アンケートにより調査	製造業者 へのヒアリング・アンケートにより調査	集出荷団体や卸売・仲卸業者 を主に調査	
飲用牛乳 ・NB/PB、大手/中小に応じて選定	－ 〔 生産費統計を活用 〕	乳業者 へのヒアリング・アンケートにより調査	指定生乳生産者団体や食品卸 を主に調査	
鶏卵 ・会社規模に応じて選定	主産地の養鶏農家等 へのヒアリング・アンケートにより調査	－	荷受業者 を主に調査	
牛肉 ・肉用牛の種類に応じて選定	－ 〔 生産費統計を活用 〕	食肉センター等 へのヒアリング・アンケートにより調査	食肉卸 を主に調査	
豆腐・納豆 ・大豆の国産/輸入、価格帯等に応じて選定	－	製造業者 へのヒアリング・アンケートにより調査	食品卸 を主に調査	

注）産地等から首都圏へ流通するルートを特定。当該流通に係るコストを調査。

コスト構造の実態調査②



- 生産から小売の各段階ごとのコストを調査。
- さらに、各段階ごとの取引価格を調査し、最終的な小売価格に占める各段階の比重も把握。



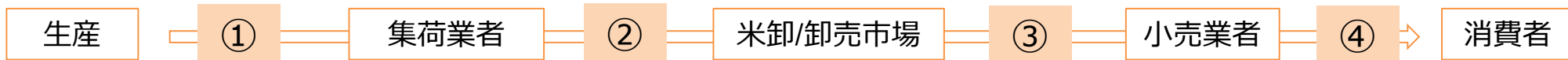
※平成29年度食品流通段階別価格形成調査（青果物調査）を基にキャベツ1玉当たり（1kgと仮定）のコスト構造を事例にグラフを作成

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）①



農産物（米・青果物）

（米は7産地・銘柄、青果物は11品目・24道県程度）



① 生産 → 集荷業者

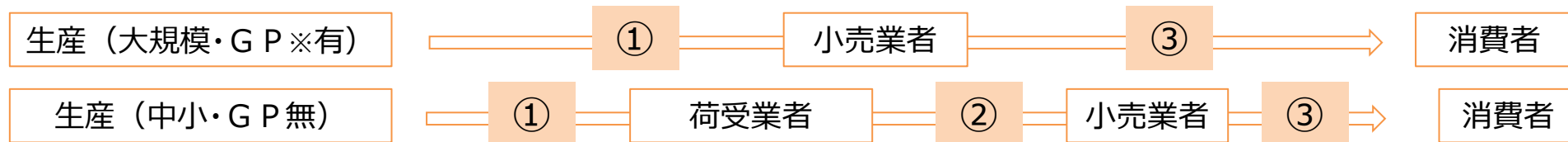
- 米は生産費統計で対処。
- **青果物**（野菜・果樹）は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。調査対象の品目・産地における**栽培暦**から、標準的な**総労働時間**や**資材投入量**を試算。それぞれに単価を乗じて**コストを推計**。

② 集荷業者 → 米卸/卸売市場 / ③ 米卸/卸売市場 → 小売業者 / ④ 小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

鶏卵

（大規模・中小規模の養鶏事業者）



① 生産 → 小売業者/荷売業者

- 鶏卵は、生産費統計がないため、本調査で生産コストを調査。鶏卵生産者は企業経営も多いため、財務諸表（損益計算書等）を基に、鶏卵の生産コストを推計。

② 荷売業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。**取引価格・数量、輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

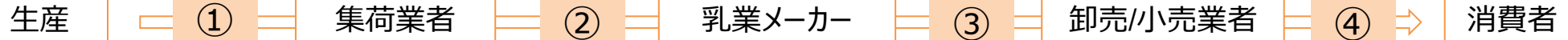
※ 「GPセンター」とはGrading（選別）とPacking（パック詰め）の頭文字を取った略称であり、たまごを洗浄、乾燥、検査、計量してパック詰めを行う工場。

《参考》コスト構造の実態調査（品目別）②



飲用牛乳

（大手・中小の各数社のNB・PBの商品）



① 生産 → 集荷業者

- 生乳は生産費統計で対処。

② 集荷業者 → 乳業者 / ④ 卸売/小売業者 → 消費者

- 事業者アンケート調査を実施。**輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

③ 乳業者 → 卸売/小売業者

- 乳業者にアンケート調査を実施。**原料仕入価格・数量、販売価格**のほか、**製造原価や販売管理費**を聴取。製造段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

豆腐・納豆

（大豆の国産・輸入の別等を踏まえて各数社）



① 製造業者 → 卸売業者

- 製造業者にアンケート調査を実施。**原料仕入価格・数量、販売価格**のほか、**製造原価や販売管理費**を聴取。製造段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

② 卸売業者 → 小売業者 / ③ 小売業者 → 消費者

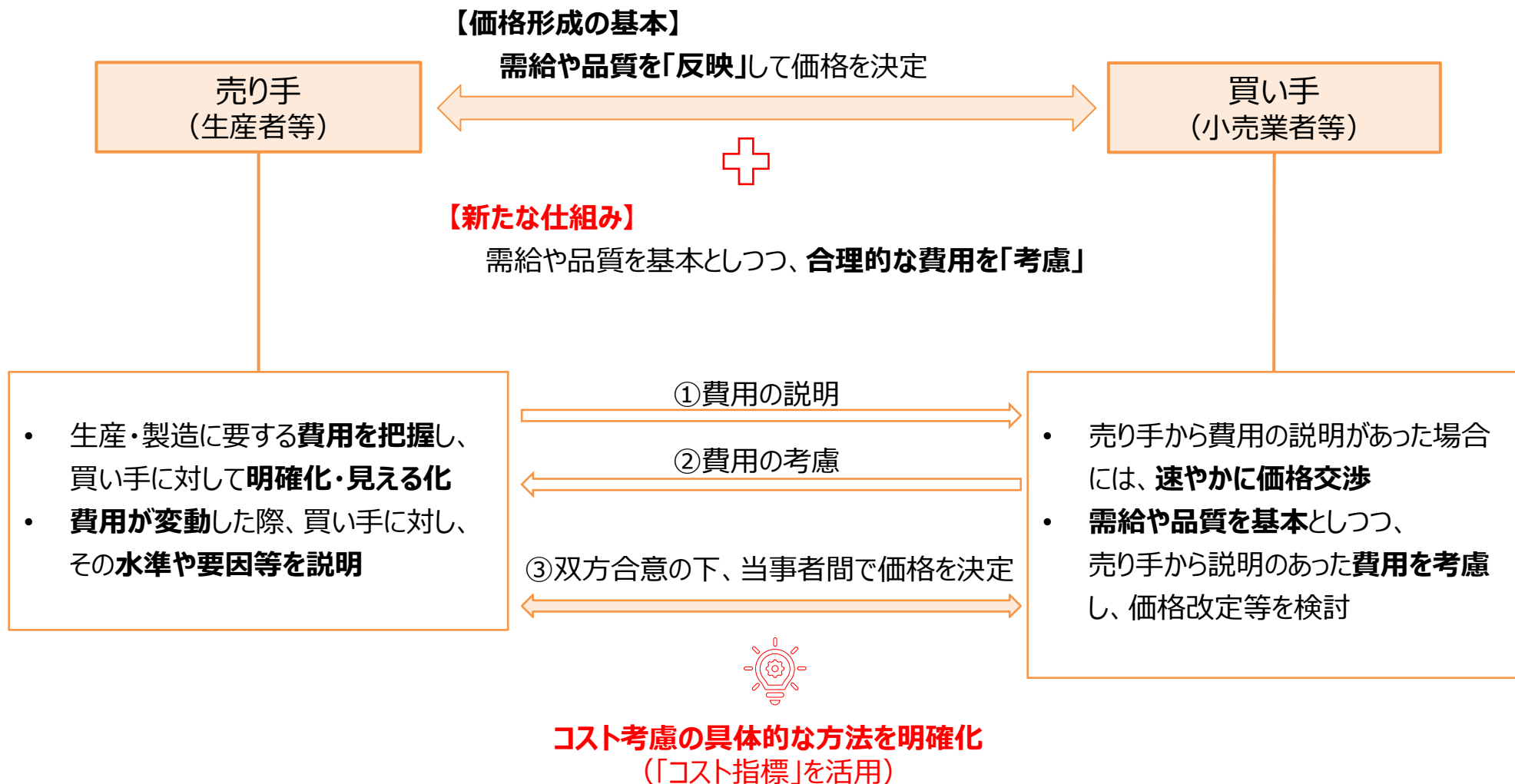
- 事業者アンケート調査を実施。**輸送費・保管費や各種手数料**を聴取。集出荷段階の**コストを推計**。
※ 調査対象の品目ごとのコストを把握できない場合には、全社や分類別のデータを基に推計。

（２）コストを考慮した取引の実施



コストを考慮した取引の実施（考え方）

- 売り手は**コストを把握**し、買い手に**説明**。買い手は説明を受けた**コストを考慮**。その上で、最終的な**取引価格**は**当事者間で決定**。
- コストに関する説明が十分理解されるよう、**コスト考慮の具体的な方法**（コスト指標の活用方法等）を**明確化**。



《参考》コストの把握・説明の取組事例

【JA全農いばらき】

- 生産費が考慮された価格形成の実現に向け、農業生産資材の価格高騰の影響を数値で示すため、**野菜や果樹、花き等**を対象とし、**県の統計**を基に、**肥料、農薬、光熱動力、出荷資材、労働賃金、運賃**について、2018年度と2022年度の生産費を比較し、その**上昇額**を算出した「**試算表**」を作成。
- **大手卸売会社向けに説明会**を開催し、当該試算表を小売業者の**バイヤー等との価格交渉**の場で**活用**することを**要請**。
また、県内の各市場や直接取引している食品企業等にも説明。
- これらの取組により、取引価格の値上げに応じる取引先も見られ、価格交渉の場で**生産費の上昇を客観的に示すことの重要性**が再認識されているところ。

主な品目の1ケース当たり生産費上昇額の試算表

(単位：円)

品名	生産出荷に係る資材等別上昇額(1ケース当たり)						1ケース当たり
	肥料	農薬	出荷資材	光熱動力費	労働賃金	運賃	上昇額
ピーマン	26.3	9.1	9.7	5.7	38.1	5.0	93.9
結球レタス	160.3	2.8	39.2	2.0	54.0	8.0	266.3
はくさい	25.9	8.4	17.4	1.7	10.0	10.0	73.4
かんしょ	33.3	7.6	9.3	4.5	27.1	6.0	87.9
れんこん	53.3	1.9	23.0	7.5	31.9	6.0	123.6
春メロン	86.8	12.4	20.6	3.1	52.1	10.0	185.0

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部

注：令和5(2023)年6月時点の試算値

(令和5年度食料・農業・農村白書より)



取引先向けの説明会

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部



コストをめぐる事情

- 個人・個社のコスト内容は**企業秘密**。また、各当事者が**詳細にコスト内容を開示**するのは**大きな負担**。
 - ⇒ データの秘匿性に配慮し、例えば**産地単位**でまとめて**把握・収集**。
 - ⇒ 「**コスト指標**」をもって、**多くの当事者が活用**。
- 特に流通段階では**品目ごとのコスト管理は行っていないのが実情**。
 - ⇒ 全体のコストから**品目ごとのコストを推計**。
- **公的データ**には、公表までの時間差が大きい等の**制約**。
 - ⇒ **公的データ、民間データ等を組み合わせ**て活用。

コスト指標

1 作成目的

- 価格形成において**考慮されるべき費用**として、「**コスト指標**」を作成。
- 「コスト指標」の**変動に応じて**、関係者間での**価格交渉等**を促進。

2 作成方法

- 公的統計、コスト調査の結果等の**公的データ**、**業界の独自調査等**を活用して調整の上で作成。
- **関係者の合意**の下、関係団体が作成。

※ コスト構造の実態調査等を踏まえ、今後、一層具体化。

（３）賃上げ等による消費者の購買力の確保等



賃上げ等による消費者の購買力の確保



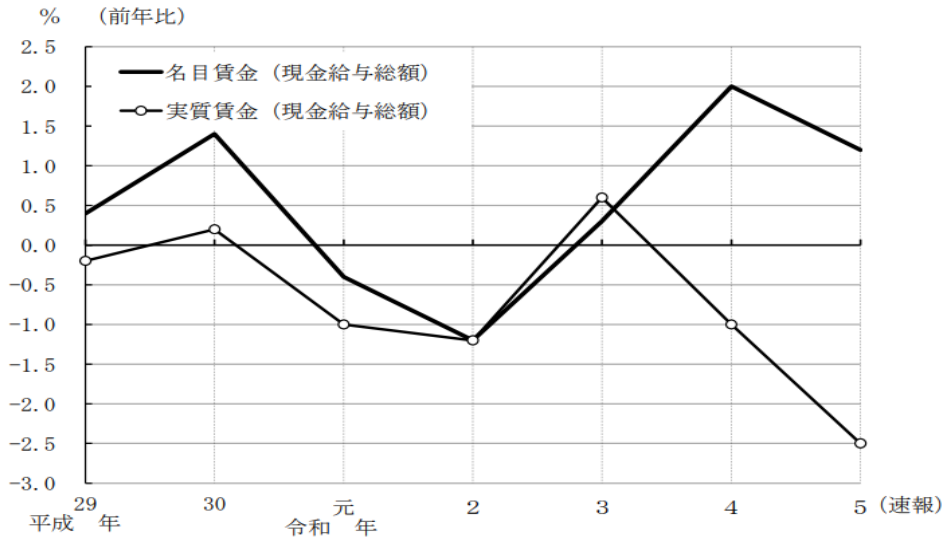
- 政府では、**政労使による意見交換**等を通じて賃上げの取組を推進。
- 大手企業では昨年を上回る賃上げが実現。引き続き、**中小企業**での取組が課題。

○2024年 1月22日「政労使の意見交換」での総理発言（抜粋）

第1に、本日御参加の経済界の皆さんには、今年の春季労使交渉について、物価動向を重視し、**昨年を上回る水準の賃上げ**をお願いいたします。

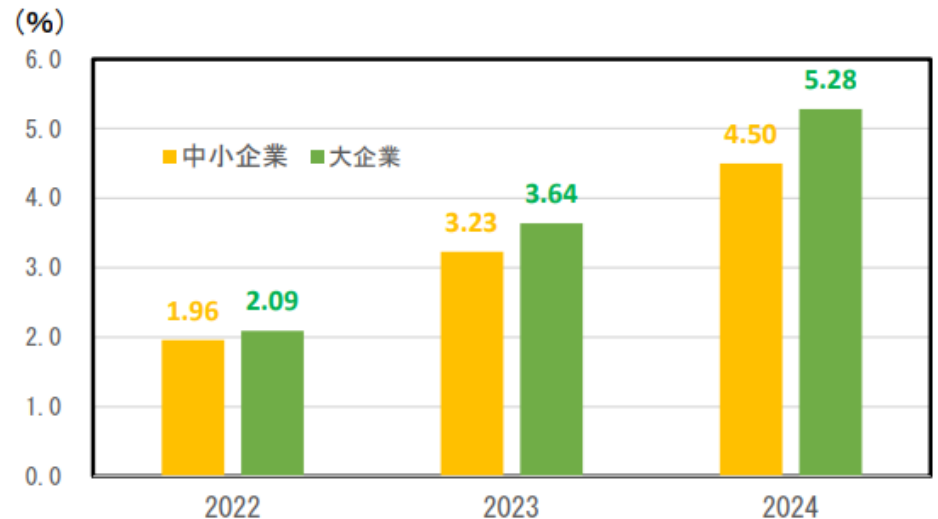
第2に、中小企業・小規模企業における賃上げです。我が国全体で賃金を引き上げていくためには、全従業員数の7割が働く**中小企業・小規模企業における賃金引上げ**が不可欠です。そのためには、労務費の価格転嫁を通じて、賃上げの原資を確保することが鍵になります。

○実質賃金の動向（労働者全体）



（出典）厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和5年分結果速報

○中小企業と大企業の賃上げ率



（出典）令和6年第3回経済財政諮問会議（令和6年4月2日）資料



食品アクセスの確保に関する取組

- 経済的理由・物理的理由により十分な食料を入手できない者が増加している中で、平時から国民一人一人が**食料にアクセス**でき、**健康な食生活を享受**できる環境を整備することが重要。
- このため、農水省、消費者庁、こども家庭庁、厚労省等、**関係省庁が協力**し、地方自治体を始めとする**地域の関係者が連携**して円滑な食料提供に取り組む体制の構築に向けた支援やフードバンク、こども食堂等の活動への支援等を実施。

経済的アクセス	物理的アクセス
○ 食料提供に資する体制づくり ・ 地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくり ・ 孤独・孤立の状態にある者等への食料支援等を通じたつながりづくり ・ フードバンク等への食品の寄附等の促進に向けた仕組みづくり 等 ○ フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援 ・ 自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供支援 ・ フードバンク、こども食堂等の新設・取組拡大支援 ・ 未利用食品の提供を行うフードバンクの活動支援 ・ こども宅食等による食事提供支援 等 ○ フードバンク、こども食堂等への食料提供 ・ 政府備蓄米のこども食堂やこども宅食への無償交付 ・ 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供	○ 移動販売等の拠点施設の整備 ・ 地方公共団体が行う拠点施設の整備支援 ○ 店舗への交通手段の確保 ・ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働支援 ・ 農林水産業を軸とした交通、福祉等の集落機能等の維持支援 等 ○ 移動販売等の実施 ・ 移動販売車の実証支援 ・ 買物困難地域、過疎地域等での移動販売等の取組支援 等 ○ 配送の効率化 ・ ラストワンマイル配送の効率化支援 ・ 地方公共団体が行うドローン配送のサービス実装支援 ・ 自動配送ロボットによるサービスモデル支援 等 ○ 食品アクセスの対策事例等 ・ 食品アクセスポータルサイト等での情報提供 ・ 「デジ活」中山間地域への支援やドローン物流の社会実装の推進

(4) その他関連する取組



持続的な食料システムの確立に向けた施策

- **生産者の所得確保**に関して、合理的な費用を考慮した価格形成にのみ依存せず、**関連施策を併せて検討**。
- **農業と食品産業との連携強化**、地域の食品産業を中核とした「**地域食料システム**」の再構築等を通じて、生産者の所得確保と食料システムの持続性の向上を図る計画的な取組への支援を検討。

国内外の経済社会情勢の変化

1 食料の輸入リスクの顕在化

- 輸入依存度の高い穀物等の価格の上昇
- 世界の食料輸入における我が国のシェア低下
- 輸入原材料等に大きく依存した原材料調達体制

2 環境問題等への関心の高まり

- 環境負荷軽減に向けた取組・情報開示の要請
- 各国における人権等に関する規制の強化

3 世界的な技術革新の進展

- 新技術への世界的な投資の増加
- 日本企業の海外展開の遅れ

4 脆弱な業界構造の見直し機運の高まり

- 小規模な中小企業が大宗を占める業界構造
- 他産業と比べても低い労働生産性

施策の展開方向

1 農業と食品産業の連携強化

- **農業との連携強化**を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（**地域先導食品事業者**）の取組を促進
- 地域の農業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加する**プラットフォーム等を構築**

2 環境負荷低減等の促進

- **環境負荷低減や人権への配慮等**に取り組む食品事業者の取組を促進

3 技術の開発・利用の推進

- 先端技術の開発研究とその成果を利用した**新たな事業の創出**に取り組む食品事業者等の取組を促進

4 地域の食品産業の中堅企業化の推進

- 事業承継、M & A等による地域の食品事業者の**事業基盤の充実**を促進

(参考) 前回協議会における御意見



今後の検討方向（4月5日協議会）①



これまでの協議の状況	今後の検討方向
【価格形成の仕組みを設ける必要性】 飲用牛乳と豆腐・納豆については、生産・製造・流通・小売いずれの段階においても、利益が取れていない状況も見られ、こうした状況が続けば、持続的な供給が困難となるおそれ。	品目等の実情に応じて食料の持続的な供給を確保する観点から、価格形成の仕組みづくりについて検討。
【コストデータの収集】 消費者を始めとする関係者の理解醸成を図るためには、各段階のコストを明確化することが必要。 各段階におけるコストデータの収集はそれぞれ以下の方法で行うことを検討。 ①生産段階：公的統計データ以外のデータも活用 ②製造段階：団体での取りまとめ方式 ③小売段階：商品ごとの整理に拘泥せず、コストを捉える	品目ごとに各段階の取引価格やコスト構造等について実態調査を実施。 企業情報の取扱いを含め、各段階におけるデータ収集の課題等を検証。
【コスト指標の作成・活用方法】 各段階の関係者の合意の下で「コスト指標」を作成。 コスト指標を活用して価格交渉等を行う具体的方法として、以下のような方式等を検討。 ①自動改定方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、コスト指標に連動する形で価格を改定 ②参考改定方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、コスト指標を参考として価格を改定 ③再交渉方式 ・コスト指標の一定の変動が生じたタイミングに合わせて、価格改定について再交渉	コスト指標について、作成主体や価格交渉における活用方法等、具体的に検討。

今後の検討方向（4月5日協議会）②



これまでの協議の状況	今後の検討方向
【価格形成や取引における課題】 （１）価格形成において、コストが考慮されていない。 - 集客を目的とする特売の対象になりやすい。 - 同業他社との競争環境が価格に最も影響するなど、製品単品では利益を考えない販売が行われる。 - 消費期限が短く、廃棄のリスクが高いこと等から、他の食品に比べて小売側の粗利率が高いケースがある。（豆腐・納豆） - 取引の各段階において、消費者の認識する値段から逆算した価格設定がなされやすい。（飲用牛乳） （２）コストが上昇しても価格交渉を機動的に行うことができない。価格交渉を行い、合意に至るまでの間にタイムラグが生じる。 - 価格交渉の時期がほぼ決められており、その時期に集中して商談を実施している。それ以外の時期は、交渉はしづらい状況にある。 - 交渉のタイミングが非常に掴みづらい。 - コストが上がる時期と、店頭価格が変わる時期との間にギャップがある。 （３）取引において生ずるリスク等を売り手側が負担している。 - 悪天候の影響に伴う納期延期でもペナルティを課される。 - 特売の見込みが外れた場合、そのリスクをメーカー側が負うケースが多い。 - コスト削減分を上回るセンターフィーを要請される。 - 販売促進効果等に見合わない協賛金（リベート）を要請される。	所得増と成長の好循環への新たな経済への移行を念頭に、適切な価格転嫁を新たな商習慣としてサプライチェーン全体で定着させるよう、政府全体の取組と歩調を合わせながら検討。 農産物・食品の価格形成について、需給事情と品質評価によることを基本としつつ、食料の持続的な供給に要する「合理的な費用」が「考慮」される仕組みについて、法制化も視野に検討。 検討に当たっては、これまでの協議を踏まえ、以下のような実情を十分考慮。 （１）採算を度外視した価格設定が継続してなされる場合や、生産・製造コストにかかわらずそれ以外の要素で納入価格が決定される場合があり、価格決定において納入価格が低く抑えられやすい。 （２）原材料費や製造コストが上がっても、価格交渉を機動的に行うことができない。 （３）取引上の立場が弱い側が取引条件として一方的に負担を強いられる。
【消費者の理解醸成】 消費者にも値上げに対する理解を得るためには、各段階のコストを明確化。併せて、付加価値の向上を推進。	品目ごとのコスト実態調査等を通じて、費用の明確化を検討。併せて、国産原材料の活用や、有機農産物等を通じた環境負荷の抑制等により付加価値の向上を検討。

4月5日協議会での主な御意見



1 生産者

- (1) デフレマインドを改める機会は今。適正な価格形成を**新たな商習慣として定着**させるため、需給と品質を基本としつつも、**合理的な費用が考慮される仕組み**について、**前向きに議論**を積み重ねることを要望。
- (2) 本協議会の設置自体が大きな成果。**どこかにしわ寄せが発生しないような仕組み**となるよう議論を。サプライチェーン全体で一体感のある取組を要望。

2 製造業者

- (1) 今までの議論を踏まえ、**論点が整理**されたと認識。今後、**法制化も含め実効性のある制度**が構築できるのか議論することを要望。

3 流通業者

- (1) **新たなルール**をサプライチェーンの当事者間で合意し、**価格交渉の前提**とすることが必要。**それぞれのコスト**を指標化し、「見える化」することが重要。
- (2) 需給・品質で決まるのが基本としつつコストを考慮するためには、**需給がキチンと調整**されているかについても考慮が必要。価格形成だけでなく、生産者段階に対する支援の検証も必要。

4 小売業者

- (1) 議論の出発点は特定品目に関する**供給の持続性**。法制化に際しては、**品目が無闇に広がらないよう歯止め**が必要。
- (2) **農産物の価格は相場**で決定。小売は、相場に従って購入しているが、何をすべきか。**食品の価格は競争環境に左右**される状況。関係者が集まって課題認識を共有することも重要。

5 消費者

- (1) 需給・品質が基本と再確認した上で、今後、合理的な費用が考慮される**仕組み**について**分かりやすく示す**ことを要望。**新たな商慣習**を定着させるため、**必要最小限**の仕組みは必要。
- (2) 消費者は、価格だけでなく、**美味しさ、栄養、利便性、安定供給**といった様々な価値に着目。嘘やごまかしのない**真摯な表示**が必要。消費者とそれ以外の関係者が対立するのではなく、信頼関係の構築が必要。